

船橋市立医療センター等建替工事に係る業務委託事務取扱要領

(趣旨)

第1条 船橋市立医療センター及び同センター附属施設並びに船橋市消防局救急ステーション（以下「医療センター等」という。）の建替工事に係る設計、測量、調査等の業務を委託するにあたり、事務の執行に関し必要な事項は、次条に掲げる市長の事務部局が定める要綱等（以下「要綱等」という。）の例による。

(要綱等)

第2条 要綱等は、次のとおりとする。

- (1) 船橋市委託設計業務等検査要綱
- (2) 船橋市委託設計業務等成績評定要領
- (3) 船橋市委託設計業務等検査基準
- (4) 船橋市委託設計業務等監督要領
- (5) 船橋市土木設計業務共通仕様書
- (6) 船橋市建築設計業務共通仕様書
- (7) 船橋市測量業務共通仕様書
- (8) 船橋市地質・土質調査業務共通仕様書
- (9) 船橋市業務委託提出書類様式
- (10) 業務計画書作成要領
- (11) 履行報告書作成例
- (12) 建築設計業務等電子納品の手引き
- (13) 船橋市公共建築設計業務等積算基準
- (14) 船橋市公共建築工事積算基準

(読み替え)

第3条 前条の要綱等は、必要に応じて次のとおり読み替えるものとする。ただし、次に定めのないものについては適宜読み替えるものとする。

- (1) 「船橋市」を「船橋市病院局」と読み替える。
- (2) 「船橋市長」を「船橋市病院事業管理者」と読み替える。
- (3) 「市長」を「病院事業管理者」と読み替える。
- (4) 「部長」を「副病院局長」と読み替える。
- (5) 「課長」を「室長」と読み替える。
- (6) 「係長」を「副室長」と読み替える。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。